

みずほ銀行におけるネオファースト生命の保険新商品の取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：林 信秀、以下「みずほ銀行」）は、第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（社長：徳岡 裕士、以下「ネオファースト生命」）の保険新商品「治療のための医療保険『ネオいりょう』」（※1）、「三大疾病にも備える終身保険『ネオトリプル』」（※2）を、本日より、国内全店舗において取り扱いを開始します。



商品の主なポイントは以下のとおりです。

1. ～治療のための医療保険～「ネオいりょう」

- 1年間たばこを吸っていない方は、たばこを吸っている方に比べて、保険料が割り引きされます（※3）。
- 特約を付加することで入院時、外来手術時の公的医療保険制度における、自己負担額に応じた給付金を受け取れます（※4）。
- 先進医療に関連する特約など、複数のオプションにより、ニーズに合わせて保障を充実させることができます。

2. ～三大疾病にも備える終身保険～「ネオトリプル」

- 三大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）または万一の場合に備えることができます。
- 1年間たばこを吸っていない方は、たばこを吸っている方に比べて、保険料が割り引きされます（※3）。

商品の詳細につきましては、みずほ銀行の各店舗へお問い合わせください。また、両社のウェブサイトでもご確認いただけます。

＜ウェブサイト URL＞

みずほ銀行	http://www.mizuhobank.co.jp
ネオファースト生命	http://neofirst.co.jp/

みずほ銀行とネオファースト生命は、今後も多様化するお客さまのニーズにお応えできるよう、さまざまな金融商品・サービスの提供を目指してまいります。

- ※1 みずほ銀行における「無解約返戻金型終身医療保険」の販売名称です。
- ※2 みずほ銀行における「低解約返戻金型特定疾病保障終身保険」の販売名称です。
- ※3 喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を行い、ネオファースト生命の定める基準を満たしている必要があります。
- ※4 付加した特約（「治療保障特約」）の内容（特約の型・支払限度の型）や公的医療保険制度の適用外となる費用の額によってはお支払いする給付金額が自己負担額に満たない場合もあります。

【生命保険商品のご留意事項】

- ◎みずほ銀行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社であるネオファースト生命（以下、「引受保険会社」という）との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- ◎生命保険商品は、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第 53 条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- ◎引受保険会社の経営破綻等により、保険金額、解約返戻金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ◎生命保険商品を中途解約した場合には、経過期間等により、解約返戻金額が既払込保険料相当額を下回ることがあります。
- ◎支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合等、保険金や給付金等が支払われないことがあります。
- ◎本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。
- ◎保険料の一部は生命保険商品の運営（販売、証券作成など）の経費にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用の「重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

以 上